

8 / 11 (火) の行事



北海道庁2020 OPEN!

報道発表資料の配付日時 8月7日(金) 10時00分

発表項目 (行事名)	北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 道では、犯罪被害者等の権利利益の保護と適切な支援を行うため、平成19年(2007年)3月に「北海道犯罪被害者等支援基本計画」を策定して以来2度の計画の改定を行い、様々な施策を推進して参りましたが、この度、「第三次北海道犯罪被害者等支援基本計画」の計画期間(平成28年度～令和2年度)が終了することから、次期計画の策定等を行うこととしました。</p> <p>次期計画の策定等にあたり、犯罪被害者等支援施策について有識者等から広く意見を伺うため、関係団体や学識経験者などで構成する「北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会」を設置し、次のとおり懇談会を開催します。</p> <p>【開催日時及び場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 令和2年(2020年)8月11日(火)10時00分から ・場所 道庁別館9階 第2研修室(札幌市中央区北3条西7丁目) 		
参考	<p>懇談会は公開で行います。 (傍聴は事前申込が必要です。会場の都合上、10名までとします。)</p> <p>[申込先]</p> <p>電話 011-206-6148 (内線24-178)</p> <p>FAX 011-232-4820</p>		

報道(取材)に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付(場所) 同時レク

担当 (連絡先)	環境生活部くらし安全局道民生活課 課長補佐 讃岐 電話(ダイヤルイン) 011-204-5211 (内線24-152)
-------------	--

北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会 傍聴要領

第1 目的

この要領は、「北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会」(以下、「懇談会」という。)の傍聴に係る必要事項を定め、傍聴人による懇談会の傍聴を円滑に行うことを目的とします。

第2 傍聴する場合の手続き

- (1) 懇談会の傍聴を希望される方は、事前に電話かFAXでお申込みいただくか、当日、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、座長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 会場の都合上、傍聴人は申込先着10名以内とします。

第3 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴人は、懇談会を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 懇談会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 懇談会において、飲食及び喫煙などはできません。
- (3) ビラ・チラシの配布、横断幕の提示、ゼッケンの着衣などの行為はできません。
- (4) 写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、座長が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクを着用してください。
- (6) その他、懇談会の秩序を乱し、議事を妨害するようなことはできません。

第4 会議の秩序の維持

- (1) 上記のほか、傍聴人は、事務局の指示に従ってください。おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴人が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。